

平成23年度被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金交付要綱
(高校生修学支援基金)

平成23年5月2日 文部科学大臣裁定

(通則)

- 1 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金（以下「就学支援交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、都道府県に基金を造成し、この基金を活用することにより、東日本大震災により被災し、経済的理由により就学困難な幼児、児童又は生徒の教育機会の確保に資することを目的とする。

(交付対象事業)

- 3 就学支援交付金は、都道府県が「高校生修学支援基金事業実施要領（被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金）」（平成23年5月2日文部科学大臣裁定）（以下「実施要領」という。）の第3に定める事業（以下「就学支援事業」という。）を実施するための基金を造成する事業（以下「造成事業」という。）を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 就学支援交付金の交付額は、実施要領別添により算定された取り崩し額の合計額とする。

(交付の条件)

- 5 就学支援交付金の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 造成事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 造成事業が完了しない場合又は造成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに文部科学大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (3) 造成事業に係る経理と他の経理は区分しなければならない。
 - (4) 造成事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を様式4により作成し、これを造成事業の完了の日（造成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
 - (5) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、

処分又は担保に供してはならない。

- (6) 就学支援交付金により造成される基金は、高校生修学支援基金に加えて造成することとなるが、高校生修学支援基金事業とは区分経理の上、管理、運用等を行わなければならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金の管理、運用、取崩し等に係る事業の経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施状況報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を文部科学大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

- 6 就学支援交付金の交付を受けようとする都道府県は、実施要領別添の方法により算定される額について、それぞれ様式1による申請書に関係書類を添えて、別途通知する期日までに文部科学大臣に提出するものとする。
- 7 前項による書類の提出後に、対象者数の増減等により交付金の交付決定の変更を受ける必要が生じたときは、前項に準じて変更後の書類を作成し、別途通知する期日までに文部科学大臣に提出するものとする。

(交付決定の通知)

- 8 文部科学大臣は、6による交付申請書の提出があったときは、審査の上交付決定を行い、様式2による交付決定通知書を都道府県に送付するものとする。
- 9 7の規定による変更交付申請書の提出があったときは、前項を準用する。

(実績報告)

- 10 この交付金の実績報告は、基金設置後速やかに(5の(1)に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式3による報告書を文部科学大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

- 11 特別の事情により4及び6から10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

高校生修学支援基金事業実施要領
(被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金)

平成23年5月2日 文部科学大臣裁定

第1 通則

高校生修学支援基金のうち、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金（以下「就学支援交付金」という。）により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行われる事業（以下「就学支援事業」という。）については、この要領に定めるところによるものとする。

第2 基金事業

1 基金の造成

基金は、別に定める「平成23年度被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金交付要綱」（平成23年5月2日文部科学大臣裁定。以下「就学支援交付要綱」という。）に基づき、国からの交付金を受けて都道府県に造成するものとする。

2 基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- (1) 基金の設置目的
- (2) 基金の額
- (3) 基金の管理
- (4) 運用益の処理
- (5) 基金の処分

3 基金の運用方法

基金の運用については、次の方法によるものとする。

- (1) 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- (2) 金融機関への預金
- (3) 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

4 基金の運用益

基金の運用によって生じた運用益等は、当該基金に繰り入れるものとする。

5 基金の取崩しの制限

基金（4により繰り入れられた運用益を含む。以下同じ。）は、第3に掲げる就学支援事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

6 基金事業の中止

都道府県は、基金事業又は就学支援事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

7 基金事業の終了

- (1) 基金事業及び就学支援事業は、平成23年度末までとし、その時点で基金を解散することとする。ただし、平成23年度末までに実施した就学支援事業に係る精算については、平成24年6月末まで延長することができるものとし、この場合、就学支援事業の精算手続きが全て完了した上で基金の解散を行うものとする。
- (2) 基金を解散する場合には、解散する時までの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を文部科学大臣に別紙様式1により報告し、その指示を受け、解散する時に有する基金の残余额を国庫に納付しなければならない。

8 基金事業実施状況報告

都道府県は、毎年度基金事業に係る決算終了後速やかに、別紙様式1により事業実施

状況報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

第3 就学支援事業

1 就学支援事業の対象

就学支援事業の対象は、次に掲げる事業とする。

(1) 被災幼児就園支援事業

当該市町村の住民で市町村立幼稚園又は私立幼稚園に就園する幼児に関して市町村が行う就園奨励事業で、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律40号）第2条第1項に規定する災害で、同法第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令127号）第2条第1項及び第2項に規定する区域での災害とする。以下同じ。）により被災し、幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児で、新たに市町村の就園奨励事業の対象となった幼児及び東日本大震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児を対象とするもの。事業の内容は、別紙1のとおり。

(2) 被災児童生徒就学援助事業

東日本大震災により被災し就学困難と認められる児童又は生徒の保護者等（以下「保護者等」という。）に必要な就学援助を実施した市町村に対して都道府県が補助を行う事業又は都道府県が保護者等に対して必要な就学援助を実施する事業。事業の内容は、別紙2のとおり。

(3) 奨学金事業

東日本大震災により被災し、修学困難と認められる高等学校の生徒に対して都道府県が実施する奨学金事業。事業の内容は、別紙3のとおり。

(4) 私立学校授業料等減免事業

私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の設置者が授業料等の納付が困難となった幼児児童生徒に対して行う授業料等の減免措置を対象に都道府県が補助を行う事業であって、東日本大震災に起因する事情によるもの。事業の内容は、別紙4のとおり。

(5) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業

東日本大震災により被災し、特別支援学校及び特別支援学級等への就学の特殊事情にかんがみ、これらの学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、特別支援学校及び特別支援学級等への就学のために必要な援助を実施する事業。事業の内容は、別紙5のとおり。

(6) 私立専修学校・各種学校授業料等減免事業

私立の専修学校・各種学校の生徒への授業料等減免措置に対して都道府県が補助を行う事業であって、東日本大震災に起因する事情によるもの。事業の内容は、別紙6のとおり。

2 基金からの取崩し額の算定方法

就学支援事業の実施に必要な経費として、基金を取り崩すことができる額は、別添により算出された額の範囲内の額とする。

3 就学支援事業の実績報告

(1) 都道府県は、就学支援事業が終了したとき又は平成23年度末を経過したときは、

その日（ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間末日。）から1か月以内に別紙様式2により実績報告書を作成し、文部科学大臣に提出しなければならないものとする。

- (2) 文部科学大臣は、前項の実績報告を受けた場合には、その書類の内容を審査し、必要があるときは、都道府県に対して報告を求め、又は文部科学省職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る就学支援事業が適正に行われたかどうかを調査することができるものとする。
- (3) 文部科学大臣は、前項の調査により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、就学支援交付要綱又はこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県に対して適合させるための措置を執るべきことを命ずることができるものとする。

第4 その他

1 奨学金の返還金

都道府県は、奨学資金の貸与を受けた者から返還金があった場合には、当該基金に繰り入れるものとする。ただし、基金の解散後においては、国庫に返還するものとし、その取り扱いについては別に定める。

2 返還金の債権管理

都道府県は、返還金債権に関し、その保全、取立て、その他の管理事務を行うに当たっては、各都道府県の定める債権管理に関する規則にのっとり正確にこれを行うものとする。

別添

就学支援事業に係る基金からの取崩し額の算定方法

取崩し額は、次により算定される額の合計額の範囲内の額とする。

なお、算定過程では1円未満四捨五入とするが、取崩し額の合計額は千円未満切り捨てとする。

- 1 被災幼児就園支援事業
以下(1)、(2)の区分ごとに算定した額の合計額
(1) 新たに市町村の就園奨励事業の対象となった幼児に係る合計額
(2) 所得階層区分が変更となった世帯の幼児に係る合計額
- 2 被災児童生徒就学援助事業
以下の(1)又は(2)のうち、いずれか低い額
(1) 当該都道府県内における対象児童生徒数×補助基準額
(2) 被災児童生徒援助事業額
- 3 奨学金事業
以下の(1)、(2)の区分毎に算定する。
(1) 国公立の生徒に係る奨学金事業額
(2) 私立の生徒に係る奨学金事業額
- 4 私立学校授業料等減免事業
以下の(1)、(2)の区分ごとに算定した額の合計額
(1) 新たに授業料等の減免措置を受けた幼児児童生徒に係る減免額の合計額
(2) 既に授業料等の減免措置を受けている者で、減免額が増加した幼児児童生徒に係る減免増加額の合計額
- 5 特別支援教育就学奨励事業
都道府県又は市町村が、特別支援学校等に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等に対して行う特別支援教育就学奨励事業の所要額
- 6 私立専修学校・各種学校授業料等減免事業
以下の(1)、(2)の区分ごとに算定した額の合計額
(1) 新たに授業料等の減免措置を受けた生徒に係る減免額の合計額
(2) 既に授業料等の減免措置を受けている者で、減免額が増加した生徒に係る減免増加額の合計額

私立専修学校・各種学校授業料等減免事業

1 事業の目的

東日本大震災により被災した私立の専修学校及び各種学校の生徒に対する授業料等減免措置を対象に補助事業を行った都道府県の負担を国費で支援することにより、就学機会の確保に資することを目的とする。

2 事業内容

(1) 対象事業

私立の専修学校又は各種学校の設置者が授業料、入学料又は施設整備費など実質的に授業料と同等と見なすことが出来る納付金（以下「授業料等」という。）の納付が困難となった生徒に対して行う授業料等の減免措置を対象に都道府県が補助を行う事業であって、東日本大震災に起因する事情によるものとする。

(2) 対象となる課程及び生徒

東日本大震災に起因する事情により、各都道府県が実施する授業料等減免のための補助事業における家計急変等の対象要件に相当し、以下の要件に該当する課程の授業料等の納付が困難となった生徒で、新たに授業料等減免の対象となった生徒及び授業料等減免額が増加した生徒とする。

①専修学校高等課程及び専門課程

- 職業に必要な技術の教授を目的とするもの
- 修業年限が1年以上のもの
- 当該課程の授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているもの

②専修学校一般課程及び各種学校

- 職業に必要な技術等の教授を目的とするもの
- 修業年限（修業年限1年以上の課程に他の修業年限1年以上の課程が継続する場合には、これらの課程の修業年限を通算した期間）が2年以上のもの
- 当該課程の授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているもの

3 対象経費

私立の専修学校又は各種学校の設置者が、東日本大震災に起因する事情により、授業料等の納付が困難となった生徒に対し、授業料等の減免措置を行った場合の以下の所要額とする。

(1) 新たに授業料等の減免措置を受けた生徒

当該授業料等の減免額

(2) 既に授業料等の減免措置を受けている者で、減免額が増加した生徒

当該授業料等の減免増加額

4 都道府県が基金を取り崩すことができる額

各都道府県において、基金より取り崩すことができる額は、以下のとおりとする。

(1) 専修学校高等課程

学校の設置者が行った授業料等減免額の10/10に相当する額

(ただし、事業実施前年度における当該都道府県の私立高等学校授業料等の平均単価(全国平均単価を上回る場合は全国平均単価)以内の額。なお、「5 留意事項(3)」に留意すること。)

(2) 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校

学校の設置者が行った授業料等減免額の2/3に相当する額

5 留意事項

(1) 被災地の都道府県以外の避難先において、私立の専修学校又は各種学校に就学する生徒について、当該校が行う授業料等減免措置に対し、当該都道府県が補助を行う場合も、この事業の対象とする。

(2) 対象となる生徒については、東日本大震災に起因する事情により授業料等の納付が困難となったことを、下記に示す方法などにより確認すること。

①「罹災証明書」または「被災証明書」の確認

②東日本大震災により被災を受けた地域に在住していたことを証する書類(運転免許証、健康保険証など)による確認

③都道府県の担当者等による、生徒本人又は保護者等からの聞き取りによる確認

④その他、東日本大震災により被災したことが確認できると都道府県知事が認める方法

(3) 高等学校等就学支援金の支給を受ける生徒については、当該支給額を控除すること。